

# ウッドリノベーション支援事業公募要領

## 第1 事業の目的

本事業は、不特定多数の者が訪れる店舗等における県産木材を利用したリフォーム、リノベーション<sup>1</sup>等の実施を支援し、事業を実施した店舗等を「くまもとの木を利用したリフォーム、リノベーションのモデル」とするとともに、「くまもとの木の良さを伝える情報発信拠点」として、県と民間と一体になった県産木材のPRを行うことを目的としている。

本公募要領は、ウッドリノベーション支援事業の事業実施の候補者を公募するに当たり、公募の内容、参加要件及び手続き等を定める。

- 1 リノベーション：既存の建物を大規模改装し新しい価値を加えることをいう。用途変更や時代の変化に合わせた機能向上を伴う点でリフォームと区別することが多い。

## 第2 定義

この公募要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) ウッドリノベーションとは、県産木材を使用したリフォーム、リノベーション等をいい、住宅以外の店舗等における増築、改築、改装等とする。  
新築、独立した戸建て住宅の増築、既存店舗等の全部を取り壊して行う改築は除く。
- (2) 店舗等とは、民間事業者が県内で経営する商店などの営業店舗とする。  
公共施設を除く。
- (3) 県産木材とは、県内で生産された素材（スギ、ヒノキ、マツ等の針葉樹及びシイ、カシ、クス等の広葉樹）を県内の製材所が加工した木材製品とする。なお、県内で生産された素材を県外で構造用集成材としたものについては、県内で使用する場合に限り、県産木材とみなす。

## 第3 公募内容と応募要件等

### 1 公募事業の内容

- (1) 店舗等における県産木材を利用した木質内装化などのリフォーム、リノベーション等(以下「リノベーション」という。)
- (2) リノベーション後の店舗等における、くまもとの木の良さを伝える情報発信内容
- (3) 上記(1)～(2)に関して県が必要と認める内容

### 2 補助対象経費及び補助率

対象となる経費は、県産木材を利用した店舗等のリノベーションに伴う次の経費とする。

区分	内容	補助率
設計費	実施設計に要する経費	定額(500千円が上限)
木材費	木材費(県産木材に限る)	定額(200千円が上限)

ただし、持ち運びが可能な棚、机、椅子等は対象としない。

### 3 応募の要件

本事業については、以下の全てに該当するものとする。

- (1) この事業の対象となる店舗等は、熊本県内に所在し、申請者本人が所有または経営していること。
- (2) リノベーションに伴う木材利用量のうち県産木材の割合が5割以上であり、目に触れる箇所県産木材の使用があること。
- (3) 店舗等において、県産木材の良さを広くPRすることができる店舗独自の取り組みを行うこと。
- (4) 広報用写真撮影、パンフレット設置等、県が行う県産木材のPRに協力すること。

- ( 5 ) 他人への譲渡又は売却目的で本事業に伴う工事を行うものでないこと。
- ( 6 ) 本事業の対象となる経費については、店舗等に使用する箇所のみであること。( 居住に使用する箇所は対象としない。)
- ( 7 ) リノベーションは、事業年度内( 当該年度の3月20日 )に確実に完了すること。また、交付決定通知以前に事業着手しているもの及び完成しているものを対象としていないこと。
- ( 8 ) 事業完了年度の翌年度から3年間にわたって、店舗等で行った県産木材等のPR内容の報告等を行うこと。

#### 4 応募者の条件

応募者は、以下の条件を全て満たすものとする。

- ( 1 ) 事業実施後相当期間( 5年以上 )にわたって事業活動を継続することが確実であって、かつ、定款等により適正な運営が行われることが確実であると認められる者であること。
- ( 2 ) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 民事再生法( 平成11年法律第225号 )第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをされた者
  - イ 会社更生法( 平成14年法律第154号 )第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定による更正手続開始の申立てをされた者
  - ウ 熊本県等から指名停止の処分を受けていない者
- ( 3 ) 暴力団または暴力団員若しくはその構成員( 暴力団の構成団体の構成員を含む。 )の統制下にないこと。
- ( 4 ) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- ( 5 ) 熊本県税を滞納している者ではないこと。
- ( 6 ) 共同で本事業を行おうとする者は以下のア～エをすべて満たす者であること。
  - ア 目的、活動・事業の種類、会計、役員に関する事項等が記載された定款等が策定・締結されていること。
  - イ 事業年度ごとに事業計画書及び収支予算書が作成されていること。
  - ウ 事業年度ごとに事業報告書及び収支決算書が作成されていること。
  - エ 事業を的確に遂行するに足る人員、経理的基礎、事務処理能力を有すること。

### 第4 企画提案の公募手続き

#### 1 スケジュール

- ( 1 ) 公募要領等の公表・配布
  - 公表の日から30日間とし、具体の日程は、実施年度に別途定める。
- ( 2 ) 公募要領等に関する質問受付
  - 公募要領等の公表・配布の日から企画提案書受付最終日の前日の午後5時まで
- ( 3 ) 企画提案書受付期間
  - 公募要領等の公表・配布の期間と同じ
- ( 4 ) 審査委員会の開催
  - 企画提案書受付期間の最終日から7日後
- ( 5 ) 審査結果の通知及び公表
  - 審査委員会開催日の2日後

#### 2 公募要領等の配布

- ( 1 ) 公募要領等は、熊本県林業振興課のホームページにも掲載し、入手可能にする。
- ( 2 ) 郵送での配布は行わない。
- ( 3 ) 配布日時

第4の1の(1)の期間の9時から17時まで(ただし、土日祝日を除く。)

(4) 配布場所

熊本県農林水産部森林局林業振興課くまもと木材利活用推進班木材利用チーム  
(〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1 熊本県庁本館10階)

**3 公募要領等に係る質問書の受付及び回答の公表**

(1) 質問書受付期間

第4の1の(2)の期間

(2) 質問書提出方法

企画提案書を提出するに当たって質問事項がある場合は、質問書(第7号様式)を林業振興課にファックス又は電子メールにファイル(ファイル形式は、Microsoft Wordとする。)を添付して提出すること。

(3) 提出先

熊本県農林水産部森林局林業振興課くまもと木材利活用推進班木材利用チーム

電話 096-333-2448(直通)

FAX 096-381-8710

電子メール ringyoushinkou@pref.kumamoto.lg.jp

(4) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、随時、林業振興課のホームページ上にて公表する。

**4 企画提案書の受付**

(1) 受付

第4の1の(3)の期間中に持参及び郵送(終期日の消印は有効とする。)によるものを受付けるものとする。

(2) 提出書類

提出書類の様式は、日本工業規格A4縦型(一部A3版資料折り込み使用可)とする。

ア 企画提案書(第1号様式)

イ 実施計画承認申請書(第2号様式)

ウ ウッドリノベーション支援事業計画書(第3号様式)

施工箇所の地図及び概要がわかる書類(リーフレット、HP掲載資料等)、施工箇所の図面(平面、立面図等に施工箇所を明示)、施工箇所の現況写真、設計パース案、積算資料等を添付すること。

エ 応募者概要調書(第4号様式)

オ 誓約書(第5号様式)

カ 約款(定款、規約等)及び役員名簿

キ 直近3年間の事業年度の収支内容が分かる書類  
(事業報告書、貸借対照表及び損益計算書等)

(3) 提出部数

5部(正本1部、副本4部)

(4) 提出先

熊本県農林水産部森林局林業振興課くまもと木材利活用推進班 木材利用チーム

(〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1 熊本県庁本館10階)

電話 096-333-2448(直通)

**5 公募に際しての注意事項**

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 虚偽の内容を記載した書類を提出した場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 募集要領に反すると認められた場合

(2) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果生じたことに係る責任は、すべて応募者が負うものとする。

(3) 事業の一括委託の禁止

事業内容を一括して第三者に委託、又は請け負わせることはできない。

ただし、効率的に事業を行ううえで必要と思われる業務については委託することができるものとする。

(4) 複数提案

応募者は複数の企画を応募することができる。

(5) 補助金の併用の禁止

本事業の補助金を受ける場合は、当該事業に対して国、県、市町村などから他の補助金等を受けることはできない。

(6) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない(軽微なものは除く)。

(7) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(8) 費用負担

企画提案書の作成、提出等の企画提案参加に要する経費等は、すべて応募者の負担とする。

(9) その他

ア 応募者は、企画提案書の提出をもって、募集要領等の記載内容に同意したものとする。

イ 提出された企画提案書等は、熊本県情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となる。

ウ 企画提案書の提出後の辞退は、審査会開催前日の17時までに辞退届(様式自由)を持参又は郵送により提出すること。提出先は第4の4の(4)と同様とする。

## 第5 審査に係る事項

### 1 審査方法及び候補者選定方法

審査は別に定める「ウッドリノベーション支援事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)」が行う。

企画案及び応募者の選定にあたっては、審査委員会において評価基準(別表)に基づき、提出書類及び応募者によるプレゼンテーション内容のヒアリング審査を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議のうえ、上位の者から候補者を選定する。

### 2 審査委員会によるヒアリング

(1) 開催日時・場所

第4の1の(4)による。なお、応募者には、第6号様式により開催日時等を通知するものとする。

(2) プレゼンテーションの所要時間

プレゼンテーションは、開始から10分間とし、終了後、審査委員からの質疑に対する応答時間を5分間設定する。

### (3) 注意事項

- ア 応募者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。指定されたプレゼンテーションの時間に遅れた場合には、審査対象とはしない。
- イ Microsoft PowerPoint によるプレゼンテーションを希望する場合のパソコン等必要な機材については、応募者が持参すること。なお、スクリーン及びプロジェクターは、林業振興課が用意する。
- ウ プレゼンテーションの際、参考としてパンフレット等の資料の配付を認めるが、3種類までとする。

### 3 評価基準

別表のとおり。

### 4 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後速やかに別記第8号様式により応募者に通知するとともに、選定された提案事業についてはホームページ上で公表する。

### 5 異議申し立て

選定結果に対する異議申し立ては受理しない。

## 第6 事業実施に係る留意事項

選定された企画案及び企画提案書(以下「選定企画」という。)は、事業の実施に当たっては「ウッドリノベーション支援事業実施要領」(以下「要領」という。)に基づくほか、次の事項について注意すること。

### 1 事業実施について

選定企画は、提案内容に基づき計画書を作成し県に提出すること。県は計画書を審査のうえ、計画の承認を行う。

計画の承認後、事業主体は補助金交付申請書を県へ提出すること。県で補助金交付申請書を審査のうえ、補助金交付決定の通知を行う。

なお、選定企画と県との間で行う計画の詳細事項についての協議が整わなかった場合には、提案した事業が実施できない場合がある。

### 2 事業着手に係る制限

事業は、県から補助金交付決定の通知を受けなければ、着手することができない。

なお、交付決定を受ける前に事業に着手したい場合には、補助金交付決定前着手承認申請書を提出し、承認を得なければならない。

### 3 事業の遂行

補助金交付決定の内容、その他要領に基づく県からの指示等に従い、注意をもって事業を遂行しなければならない。また、交付を受けた補助金の経理管理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)に基づき、適正に執行すること。さらに、事業の実施に当たっては、他の事業との経理を区分し、補助金の経理を明確にすること。

### 4 事業の継続が困難となった場合の措置について

社会情勢等の変化により、事業の継続が困難な場合、県に報告し指示を受けること。

#### (1) 事業実施主体の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

事業実施主体の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合は、補助金の交付決定を取り消すものとする。

#### (2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び事業実施主体双方の責に帰すことができない事由により

事業の全部又は一部の継続が困難となった場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は内容を変更するものとする。

## 5 処分制限

- (1) 本事業により取得した財産又は効用の増加した財産は、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない、当該財産を処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供することをいう。以下「財産処分」という。）する必要があるときは、事前に県の承認を受けなければならない。
- (2) 財産処分を行った際、当該財産を処分したことによって得た収入の全部又は一部を県に納付しなければならない（事業期間中であれば補助金交付決定額を減額する。）。ただし、本事業の成果を活用して実施する事業に使用するため転用（所有者の変更を伴わない目的外使用）する場合は、納付の必要はない。

## 6 実績報告書の提出

事業が完了したときは、実績書をすみやかに県へ提出すること。

## 7 補助金の支払い

補助金は事業完了後、県が報告書等の書類や会計書類による審査及び必要に応じて行う現地調査等により検査を行い、交付すべき補助金の額を確定する。

補助金の額が確定されたら、補助金交付請求書を提出すること。

## 8 PR報告書の提出

事業完了年度の翌年度から3年間にわたって、県産木材等のPR内容の報告等を行うこと。

### 問い合わせ先

熊本県農林水産部森林局林業振興課くまもと木材利活用推進班 木材利用チーム  
(〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1 熊本県庁本館10階)  
電話 096-333-2448 (直通)  
FAX 096-381-8710  
電子メール ringyoushinkou@pref.kumamoto.lg.jp

## 別表

## 評価基準

基本事項	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の目的を達成するために、十分な実施体制を有しているか。</li> <li>・事業を実施するために必要となる専門技術力（資格）や事業に関連する専門知識を有する者を配置しているか。</li> </ul>
	業務フロー及び業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容が事業期間内に実施可能なスケジュールとなっているかどうか。</li> <li>・これまでに（県産）木材を利用した店舗等の改築などの実績があり、その知識・ノウハウや経験等を当事業に十分に生かせることが期待できるか。</li> </ul>
	経営基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案者の経営基盤が安定しているか。</li> </ul>
企画提案内容	実施計画（店舗等のリノベーション内容）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容が目的に対して適切であるか。</li> <li>・設計案が、木材利用において、企画・独創性・デザイン性に優れ、モデル性が高いものとなっているか。</li> <li>・事業内容が実現可能な具体性を帯びているか。</li> </ul> <p>【優先事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他にない独創的で実現性が高い提案である場合に優位に評価する。</li> </ul>
	事業効果（PR内容）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗独自の県産木材等のPR内容が、効果が高く、需要拡大に大きく寄与するものとなっているか。</li> <li>・店舗等の種類、立地条件、来場者数などから情報発信拠点としてのPR効果が大きいものであるか。</li> </ul> <p>【優先事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発を行うことによる需要拡大が大きいと認められる場合に優位に評価する。</li> </ul>
ヒアリング事項		<p>事業の目的、内容を十分に理解し、提案内容を的確に説明するなど、取組み意欲が高いか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公募要領や、評価基準、質疑応答で公開している情報に基づき、当事業の内容を正しく理解しているか。</li> <li>・審査者からの質問に対し、技術的知識や豊富な経験に基づいた回答をしているか。</li> </ul>

第1号様式

平成 年 月 日  
番 号

熊本県知事 様

所在地  
(申請者) 名 称  
氏 名

印

平成 年度ウッドリノベーション支援事業企画提案書  
このことについて、下記のとおり提出します。

添付資料

- 1 ウッドリノベーション支援事業計画承認申請書(第2号様式)
- 2 ウッドリノベーション支援事業計画書(第3号様式)
- 3 応募者概要調書(第4号様式)
- 4 誓約書(第5号様式)
- 5 約款(定款、規約等)及び役員名簿
- 6 直近3年間の事業年度の収支内容が分かる書類  
(事業報告書、賃借対照表及び損益計算書)



第2号様式

番 号  
年 月 日

熊本県知事 様

住所  
(申請者)  
氏名 印

平成 年度ウッドリノベーション支援事業実施計画承認申請書  
平成 年度において別紙事業実施計画に基づきウッドリノベーション支援事業を実施した  
いので、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第3条の規定により申請します。

## ウッドリノベーション支援事業計画書

## 1 事業内容

事業者名	
事業者の所在地	
施設の名称	
施設の種類	
施設の所在地	
施設の概要	造 階建 延床面積 m <sup>2</sup>
施設の利用者数	年間 名(予定)
事業の内容	<p>施工計画面積</p> <p>木材の使用箇所、改装等の内容、アピールポイントなどを記入してください。</p>
木材使用量	<p>木材使用全数量 m<sup>3</sup></p> <p>(うち県産木材 m<sup>3</sup> ) %</p>
施設独自の県産木材等のPR内容	
施工業者名	
実施設計業者名	
木材納入業者名	
着手(予定)年月日	
完了(予定)年月日	

施設の地図及び概要がわかる書類(リーフレット、HP掲載資料等)施工箇所の図面(既存の平面、立面図等に施工箇所を明示)、施工箇所の現行写真、設計パース案を添付すること。

## 2 事業費

(単位：円)

区分	事業費	事業費負担区分		
		県補助金	自己負担	その他
実施設計費				
木材費				
合計				

### 【記載上の注意事項】

- 1 積算資料を添付すること。
- 2 消費税の一般課税事業者においては、消費税及び地方消費税相当額を除いた額で記載すること。ただし、申請時において消費税及び地方消費税にかかる仕入れ控除税額が明らかでないものについてはこの限りではない。

## 3 事業実施に関する事項

### ア 事業の実施体制

(店舗等の施工内容と、担当する関係者の役割を記載した実施体系図を簡潔に記載する。)

### イ スケジュール

(実施設計、建築確認申請、実施施工の時期など主な工程ごとのスケジュールについて記載する。)

## 応募者概要調書

(ふりがな) 名称	
所在地	〒
代表者職氏名	
設立年月日	
担当者氏名 及び連絡先	担当者氏名 所 属 住 所 〒  電 話 F A X 電子メール
従業員数 (構成員数、会員数)	従業員数 名(組合等の場合:会員数 者)
資本金・出資金	
業種及び 主たる事業	
消費税等の課税方式	一般課税 簡易課税 免税 (該当するものに )
これまでの実績 (事業計画に関連した 取組実績について記載 してください)  所有及び経営している 店舗の数等やこれまでの (県産)木材を使用した 店舗等の実績など	応募者の実績          共同・連携して事業を行う者の名称と活動実績(共同・連携して 行う場合のみ)

熊本県知事 様

所在地  
(申請者)名称  
氏名 印

誓約書

このことについて、ウッドリノベーション支援事業公募要領第3の3「募集事業の要件」及び同要領第3の4に示された「応募者の条件」を満たすことを誓約します。

「募集事業の要件」

- (1) この事業の対象となる店舗等は、熊本県内に所在し、申請者本人が所有または経営していること。
- (2) リノベーションに伴う木材利用量のうち県産木材の割合が5割以上であり、目に触れる箇所で県産木材の使用があること。
- (3) 店舗等において、県産木材の良さを広くPRすることができる店舗独自の取り組みを行うこと。
- (4) 広報用写真撮影、パンフレット設置等、県が行う県産木材のPRに協力すること。
- (5) 他人への譲渡又は売却目的に、本事業に伴う工事を行い、補助金の交付を受けるものではないこと。
- (6) 本事業の対象となる経費については、店舗等に使用する箇所のみとし、居住に使用する箇所は対象としていないこと。
- (7) リノベーションは、事業年度内(当該年度の3月20日)に確実に完了すること。また、交付決定通知以前に事業着手しているもの及び完成しているものを対象にしていないこと。
- (8) 事業完了年度の翌年度から3年間にわたって、店舗等で行った県産木材等のPR内容の報告等を行うこと。

「応募者の条件」

- (1) 相当期間にわたって事業活動を継続することが確実であって、かつ、定款等により適正な運営が行われることが確実であると認められる者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをされた者
  - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをされた者

者

ウ 熊本県等から指名停止の処分を受けていない者

(3) 暴力団または暴力団員若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制下にないこと。

(4) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。

(5) 熊本県税を滞納している者ではないこと。

(6) 共同で本事業を行おうとする者は以下のア～エをすべて満たす者であること。

ア 目的、活動・事業の種類、会計、役員に関する事項等が記載された定款等が策定・締結されていること。

イ 事業年度ごとに事業計画書及び収支予算書が作成されていること。

ウ 事業年度ごとに事業報告書及び収支決算書が作成されていること。

エ 事業を的確に遂行するに足る人員、経理的基礎、事務処理能力を有すること。

林振第 号  
平成 年 月 日

(事業主体の長) 様

熊本県知事

平成 年度ウッドリノベーション支援事業企画提案書の受理について(通知)  
(事業主体の長)より企画提案書の提出があった、平成 年度ウッドリノベーション支援事業についてヒアリングを実施しますので、担当者の派遣をお願いします。

記

- 1 企画提案施設の名称
- 2 実施日時 平成 年 月 日 時から(15分程度)
- 3 実施場所 熊本県庁 階 会議室
- 4 ヒアリング内容

企画提案書に基づき、次の掲げる事項について質疑応答を行う。

実施内容

事業の独創性・先導性

事業の効果

事業の実現可能性

類似事業の実施実績

その他参考事項

- 5 問い合わせ先

熊本県農林水産部森林局林業振興課くまもと木材利活用推進班 木材利用チーム

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1

電話 096-333-2448

FAX 096-381-8710

E-mail ringyoushinkou@pref.kumamoto.lg.jp

林振第 号  
平成 年 月 日

(事業主体の長) 様

熊本県知事

平成 年度ウッドリノベーション支援事業企画提案書の非受理について  
このことについて、企画提案書の提出があった平成 年度ウッドリノベーション支援事業について、審査の結果、下記のとおり企画提案書が受理されなかったので通知します。  
この通知を受けた者は、通知の日から7日以内に非受理の説明を求めることができます。

記

- 1 企画提案施設名
- 2 非受理理由

例： 次の理由により失格・無効としたため

- ・ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された
- ・ 提出した書類に虚偽の内容を記載した
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった
- ・ 募集要領に違反すると認められる

- 3 問い合わせ先

熊本県農林水産部森林局林業振興課くまもと木材利活用推進班 木材利用チーム

〒862 - 8570 熊本県熊本市中央区水前寺6 - 18 - 1

電 話 096 - 333 - 2448

F A X 096 - 381 - 8710

E-mail ringyoushinkou@pref.kumamoto.lg.jp



平成 年 月 日

熊本県知事 様

所在地  
名 称  
氏 名

印

質 問 書

平成 年度ウッドリノベーション支援事業について下記のとおり質問がありますので、  
回答をお願いします。

記

1 質問内容

担当部課  
担当者名  
電話番号

質問の内容について、必要に応じ聞き取りをする場合があります。

林振第 号  
平成 年 月 日

(事業主体の長) 様

熊本県知事

平成 年度ウッドリノベーション支援事業に係るヒアリング審査の  
結果について(通知)

このことについて、企画提案書の提出があった平成 年度ウッドリノベーション支援事業について、審査の結果、補助事業実施候補者として選定しましたので通知します。

記

1 企画提案施設名

2 問い合わせ先

熊本県農林水産部森林局林業振興課くまもと木材利活用推進班 木材利用チーム

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1

電話 096-333-2448

FAX 096-381-8710

E-mail ringyoushinkou@pref.kumamoto.lg.jp

林振第 号  
平成 年 月 日

(事業主体の長) 様

熊本県知事

平成 年度ウッドリノベーション支援事業に係るヒアリング審査の結果  
について(通知)

このことについて、企画提案書の提出があった平成 年度ウッドリノベーション支援事業について、審査の結果、下記のとおり補助事業実施候補者として選定されなかったので通知します。

この通知を受けた者は、通知の日から7日以内に非選定理由の説明を求めることができます。

#### 記

#### 1 企画提案名

#### 2 非選定理由

例： 実現可能性が認められないため

PRの効果が認められないため

次の理由により失格・無効としたため

- ・ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された
- ・ 提出した書類に虚偽の内容を記載した
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった
- ・ 募集要領に違反すると認められる

#### 3 問い合わせ先

熊本県農林水産部森林局林業振興課くまもと木材利活用推進班 木材利用チーム

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1

電話 096-333-2448

FAX 096-381-8710

E-mail ringyoushinkou@pref.kumamoto.lg.jp